



遺留分減殺請求における裁判外合意と更正の請求

民法 1028 条 2 号は、遺留分権利者である相続人は、遺留分として、被相続人の財産の 2 分の 1 の額を受ける旨規定しています。今回は、原告が相続した不動産の法定果実（不動産所得）のうち、遺留分減殺請求者に帰属する部分は、民法に規定する「法定の遺留分」によるのか、それとも「当事者間で合意した不動産の持分」によるのかで争った事例をご紹介します（平成 15 年 9 月 12 日東京地裁・棄却 TAINS コード・Z 888-0909）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告（被相続人の長男）は、平成 9 年 1 月 21 日、公正証書遺言により全相続財産を相続し、平成 10 年 3 月 16 日、相続した賃貸用不動産から生じた所得を原告自身の不動産所得として確定申告しました。

原告の相続については、確定申告に先立ち、法定相続人のうち 4 名の者から遺留分減殺請求がされたため、原告は、確定申告後の平成 11 年 1 月、減殺請求者との間で、相続した不動産のうち、法定の遺留分を超える「持分」を減殺請求者に取得させる旨の合意をしました。そして、同年 3 月 15 日、原告は、上記合意に基づき、不動産所得から減殺請求者の持分に係る所得を控除し、国税通則法 23 条 2 項 1 号による更正の請求をしましたが、被告課税庁は、更正の請求に理由がない旨の通知処分をしました。

原告は、通知処分を不服として、異議申立てをしたところ、被告は、減殺請求権の行使をもって、国税通則法 23 条 1 項 1 号に規定する場合に該当するとして、減殺請求者 4 名の法定遺留分に相当する額について、原告の不動産所得から控除するものとし、本件処分の一部を取り消す旨の決定をしました。

原告は、本件合意は、遺留分減殺の合意であるが、その実態は、遺産分割の合意と同様であるから、持分移転の効果は、相続開始時に遡るものであり、これを前提とする更正の請求には理由があると主張して提訴に及びました。

<裁判所の判断>

藤山雅行裁判長は、遺留分減殺請求権の法的性質が、形成権と解されており、請求した時点で物権的効力を生ずるものと解する以上、遺留分減殺請求権の行使は、意思表示自体で完結したものといわざるを得ないのであって、その後の本件合意は、遺留分減殺請求とは別個の持分移転の合意であるとした上で、本件合意は、裁判外においてされたものであり、判決又は判決と同一の効力を有する行為によるものとは認め難いから、国税通則法 23 条 2 項 1 号該当性は認められないと判示しました。

- ① 本件公正証書遺言の趣旨は、遺産の全部を原告 1 人に相続させる旨の遺産分割の方法の指定と解すべきであり、これにより、本件不動産を含む被相続人の財産の全部が、被相続人死亡時に何らの行為を要せずに直ちに原告に相続されたものと解すべきである。
- ② 減殺請求により、本件不動産は、原告と減殺請求者 4 名との間で物権法上の共有の関係に立ち、減殺請求者 4 名のそれぞれの持分は、民法 1028 条 2 号に基づいて算出された各 12 分の 1 ずつとなり、原告の持分は、減殺請求者 4 名の持分を差し引いたその余の部分となるものと解される。
- ③ そして、原告がした平成 9 年分の所得税の確定申告は、既にこのような権利状態が生じていたにもかかわらず、減殺請求者に帰属すべき部分もすべて原告が所有していることを前提としていたことから、誤って納付すべき税額を過大に申告したものであって、国税通則法 23 条 1 項 1 号所定の事由があったと認められる。この点については、異議決定が原処分をその限度で一部取り消したことにより、既に是正済みであると認められ、それ以外には同申告に誤りがあったとは認められない。

（税法データベース編集室 市野瀬 翁子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4 版 11 枚）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますので、下記宛て一報ください。